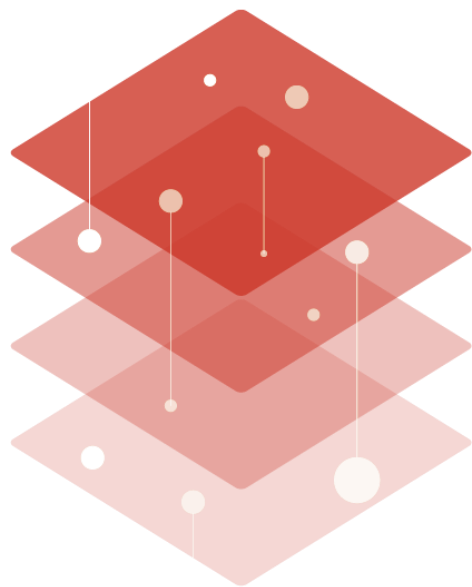




募集

令和7年度

宮城県IT商品開発 支援事業対象事業

宮城県では、県内の中小企業のソフトウェア商品の開発や改良にかかる人件費等を補助する、「IT商品開発支援事業」を実施しており、現在下記のとおり今年度の対象事業を募集しております。

募集期間

令和7年4月25日(金) ~ **6月20日(金)** 午後5時(必着)

募集事業

県内に本拠(※1)を置く中小企業等(※2)が実施する、以下のソフトウェア開発事業

1. **新製品開発型**: 販売開始前のソフトウェア商品の開発、試用品を行い、商品化する事業
2. **改良型**: 販売中のソフトウェア商品の改良(機能追加・性能向上)を行う事業

※1本拠: 本社若しくは本店又は製品開発拠点

※2中小企業等: 中小企業支援法第2条第1項に規定する中小企業又は中小企業で構成された団体(みなし大企業除く)

補助率・ 補助限度額

補助率**2／3**以内
補助限度額

1. 新製品開発型**300万円**
2. 改良型**100万円**

- ・ 募集期間内に交付要綱に定めている交付申請書と関係書類(事業計画等)を提出願います。
- ・ 要綱・様式等詳細は、宮城県産業デジタル推進課HP(アドレス下記参照)で御確認ください。

採択件数

新製品開発型**2**件程度、改良型**2**件程度を予定

問い合わせ

宮城県企画部産業デジタル推進課 担当: 産業デジタル推進第二班
TEL 022-211-2479
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1
URL: <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sangyod/startup.html>



事業詳細

新製品開発型		改良型
対象事業	(1) 販売開始前のソフトウェア商品の開発を行い、企業に対して試用提供した上で改善し、商品化する事業 (2) 販売開始前のソフトウェア商品を企業に対して試用提供した上で改善し、商品化する事業 ※試用提供先企業は県内に限りません。	販売開始から半年以上経過しているソフトウェア商品をニーズに基づき改良し、販売する事業 ※ただし、本事業改良型の交付決定を受けた商品については、改良後商品の販売開始から半年以上経過している場合とする。
要件	企業に対する試用提供を行う事業であること	機能追加や性能向上が伴う改良事業であること (不具合修正やOS対応は対象外。ただし、OS対応のうちPC専用からスマートフォン又はタブレットに対応させるための改良は補助対象とする)
対象経費	(1) ソフトウェア開発費 開発・改良(センサーなど簡易なハードウェアの製作を含む)に係る人件費(直接従事する者の直接作業時間に対するものに限る)及び外部委託費、技術指導に対する謝金 (2) 試用提供費 企業に対する試用提供に要するハードウェアのリース又はレンタルに要する経費、通信回線費、通信運搬費、交通費、消耗品費	(1) ソフトウェア開発費 改良(センサーなど簡易なハードウェアの製作を含む)に係る人件費(直接従事する者の直接作業時間に対するものに限る)及び外部委託費、技術指導に対する謝金

申請に係る注意事項

- 対象となるソフトウェア商品には、ハードウェアに搭載されている場合やwebサービスを含みます。
- 外部委託費は補助対象経費の1/2以内となります。
- 今回の補助金の対象は、交付決定日(7月下旬頃)から事業完了日までの間に要した経費に限ります。
- 同一事業者が同型事業に複数の申請を行うことはできません。ただし、新製品開発型、改良型のそれぞれに申請することはできます。
- 必ず「IT商品開発支援事業補助金交付要綱」を確認した上で申請してください。

審査

- 申請された事業については、審査会で事業内容を評価した上で交付決定します。
- 申請者には、審査会で事業内容を説明していただきます。
- 多数の申請があった場合には、書面審査を行い審査会にて評価を行う企業を選定します。

事業の流れ



制度の詳細や申請書類などについては、宮城県産業デジタル推進課のHPをご覧ください。